



「ぎふ女のすぐれもの 2018」募集要項

1 事業の趣旨

本事業は、県内の企業等から、女性が企画・開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、その中から優れたものを「ぎふ女のすぐれもの」として認定し、広く紹介することにより、女性の登用や活躍の具体的な効果を県内の企業や県民に分かりやすく周知することで女性の活躍推進を図ろうとするものです。

2 申請者資格

県内に居住する個人事業者又は県内に本社若しくは事業所を有する法人等(以下「企業等」という。)のうち、次のすべての要件を満たすものとします。

(1) 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録をしていること。

※岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録は、県のホームページ(ぎふジョ!女性の活躍を応援するポータルサイト)で登録でき、登録料もかかりません。

参考 URL : <http://gifujo.pref.gifu.lg.jp/>

(登録は「エクセレント企業」のページで行うことができます。)

(2) 過去3年間に、社会的に信頼を失うような法令違反又は事故がないこと。

(3) 岐阜県が定める「暴排措置に係る照会手続き等に関する要綱」第3条に該当しないこと。

3 認定対象となる商品

次のすべての要件を満たすものとします。

(1) 県内の企業等に勤める女性が企画・開発に貢献した商品であること。

(2) 商品の企画・開発において女性ならではの視点が活かされていること。

(3) 商品が、県内の市場に提供されていること。

(4) 商品の企画・開発・販売にあたり係争中でないこと。また、他の特許・意匠等を侵害していないこと。

4 審査

(1) 事務局の一次審査及び有識者による「ぎふ女のすぐれもの」認定審査会での審査を経て、知事が認定します。

(2) 認定基準及び項目は次のとおりです。

認定基準	項目
女性が企画・開発に貢献した商品であること	・商品の企画・開発に女性が主として参画していること
商品の企画・開発において女性なら	・商品の企画・開発過程において女性ならで

ではの視点が活かされていること	<p>はの視点が反映されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性ならではの視点の反映が斬新であること ・女性ならではの視点の反映が商品の売上げに貢献していること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・女性を企画・開発に参画させたことが、女性のモチベーションの向上など、社内の女性の活躍推進につながったこと

(3) 留意事項

- ① 申請受付後に、電話や現地調査によるヒアリングの実施、補足のための追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ② 審査及び認定商品の公表にあたり、県から商品現物の提供をお願いしますので、ご協力をお願いします（大型物品等、管理や保管が困難なものを除く。）
- ③ 認定商品の公表にあたり、事務局から商品の企画・開発に貢献した女性の氏名や写真データ等の提出をお願いしますので、ご協力ください。
- ④ 認定後には、「ぎふ女のすぐれもの」や女性の活躍に関連して県が実施する事業への協力をお願いする場合があります。
- ⑤ 次のいずれかの場合には、審査対象から除外する場合があります。
 - (ア) 応募資格に不備がある場合。
 - (イ) 応募資格及び対象商品の要件を満たさない場合
 - (ウ) 本事業の趣旨に明らかに合致しないと認められた場合

5 認定のメリット等

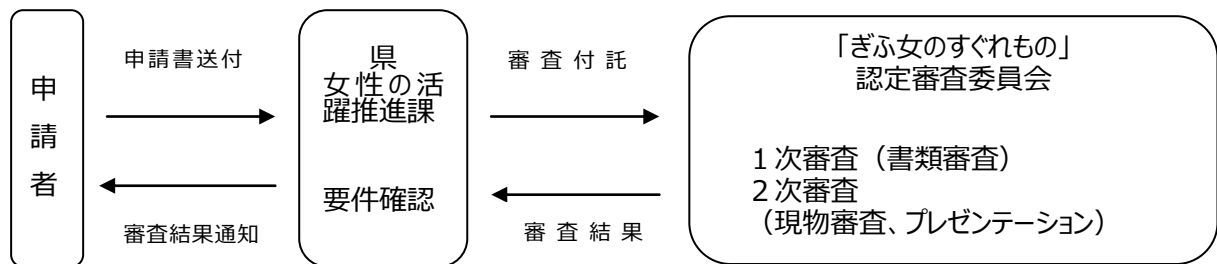
- (1) 認定商品を女性の活躍の好事例として県がメディアやホームページ等によりPRします。
- (2) 認定商品を企画・開発した企業等は、認定商品の販売及び広報に際して、県が定めるロゴマークを使用することができます。
- (3) 認定商品を企画・開発した企業等は、県が主催する女性の活躍に関連するイベント等に参加することができます。

6 認定までの流れ

- (1) 申請者資格及び対象商品の要件を満たしていることを確認
- (2) 【1次審査】 書類審査（10月頃予定）
- (3) 【2次審査】 現物審査、プレゼンテーション（11月頃予定）
 - ※2次審査は現物審査及びプレゼンテーションを行うことから、商品の提供、申請者の出席をお願いします。
- (4) 2次審査通過商品についての関係機関による法令確認。

(5) 岐阜県知事が「ぎふ女のすぐれもの」として認定。

(6) 審査結果については、県から申請者に対し、平成30年12月中にお知らせする予定です。



7 認定商品の公表及び認定式の開催

認定商品については、県のホームページで公表するとともに、認定式（平成31年3月頃）を行い、認定証を授与します。

8 有効期限

認定の有効期限は3年間

（平成30年度認定の有効期限：平成33年3月31日まで）

※引続き認定を受けようとする時は、再度申請して審査を受ける必要があります。

9 応募方法

応募商品は、1年度あたり1企業等1商品までとします。

(1) 応募期限

平成30年10月31日（水）必着 ※期限を延長しました。

(2) 提出書類、部数及び提出方法

	提出資料	部数	提出方法
①	認定申請書（様式第1号）	1部	郵送等
②	認定申請調書	1部	電子メール
③	誓約書（様式第1号の2）	1部	郵送等
④	会社案内（A4版両面1枚程度で会社の簡単な概要が分かるもの（リーフレット、ホームページの印刷等可））	15部	郵送等
⑤	商品のパンフレット、カタログ等	15部	郵送等
⑥	申請する商品の写真データ（正面、上部及び側面から撮影した、商品がよくわかる鮮明なもの）	1部	電子メール又はCD-RかDVD-Rに保存して郵送等
⑦	補足資料（必要に応じて）	15部	郵送等

(3) 留意事項

- ① 認定申請書、誓約書については、県のホームページ（ぎふジョ！女性の活躍を応援するポータルサイト「ぎふ女のすぐれもの2018」のページ）からダウンロードできます。
参考 URL：<http://gifujo.pref.gifu.lg.jp/>
（トップページから「ぎふ女のすぐれもの」のバナーをクリックして進んでください。）
- ② 認定申請書の記載にあたっては、商品について自由にPRをしてください。また、文字数を指定している記入欄を除き、入力する文字数に応じて記入欄の大きさを変更したり、その結果、ページ数が増えても構いません。
- ③ 提出書類は返却しませんので、予め控えを作成して保管していただくようお願いいたします。
- ④ 提出書類は、当該事業の審査及び審査結果の公表以外の目的には使用いたしません。
- ⑤ 2次審査通過後、表示等について、食品表示法や景品表示法等代表的な法令の確認を行います。別紙に代表的な法令を記載しましたので、申請時より法令遵守に努めていただきますようお願いいたします。

10 その他

認定後、次のいずれかに該当する場合、当該商品の認定を取り消します。

- (1) 認定商品を企画・開発した企業等が、この要項に定める「2 申請者資格」の要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 認定商品が、この要項に定める「3 認定対象となる商品」の要件を満たさないことが判明した場合
- (3) 認定商品を企画・開発した企業等が、破産その他の理由により事業の継続が困難となった場合
- (4) 認定商品を、違法又は不当な方法で販売した場合

問合せ・提出先

岐阜県 健康福祉部 子ども・女性局 女性の活躍推進課 男女共同参画係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

TEL：058-272-8236 FAX：058-278-2611

E-mail：c11234@pref.gifu.lg.jp

（電子メールに添付できるファイルの大きさの上限は、1通につき5MBまでとなりますので、ご注意ください。）

表示等の確認について

近年、一般消費者にとって、より適正な表示等が求められる中、商品の表示等については、以下のような法令が定められています。

申請に当たっては、商品の表示等が適正であるかを自らご確認ください。

また、2次審査を通過した商品については、関係機関による法令確認を行います。品質表示等が不適切である場合は認定できない可能性がありますので、日頃より法令遵守に努めていただきますようお願い申し上げます。

品質表示等に係る代表的な法令

【食品表示法】 所管機関：保健所（岐阜市は岐阜市保健所）

食品表示法は、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するものとして策定されました。一般消費者向けのすべての飲食物品について、食品の表示が義務付けされており、名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地等決められた表示事項を表示する必要があります。

【医療品医療機器等法】 所管期間:保健所

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品(医薬品等)の広告が適正を欠いた場合には、国民の保健衛生上大きな影響を与えるおそれがあるため、名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的、暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告してはならないと定められています。

【酒税法】 所管機関：税務署

酒類の容器・包装や酒類の陳列場所には、法令で定められている表示義務事項や表示基準に基づく表示事項を表示する必要があります。

【家庭用品品質表示法】 所管機関：県民生活課

消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法が定められています。

【不当景品類及び表示防止法】 所管機関：県民生活課

実際よりも著しく優良又は有利であると見せかける表示が行われると、消費者の適正な商品選択を妨げられることになるため、消費者に誤認される不当な表示を禁止しています。

□優良誤認(商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示)

- ①内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
- ②内容について、事実と相違して競争業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示

□有利誤認(商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示)

- ①取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- ②取引条件について、競争業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示